

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月9日

【四半期会計期間】 第11期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員
杉江 俊彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6205)6001

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部門長
山室 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6205)6001

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部門長
山室 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期 第2四半期 連結累計期間	第11期 第2四半期 連結累計期間	第10期
会計期間		自 2017年4月1日 至 2017年9月30日	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高	(百万円)	589,360	563,991	1,256,386
経常利益	(百万円)	9,552	12,282	27,325
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失()	(百万円)	18	3,929	960
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,166	92	8,688
純資産額	(百万円)	581,658	585,451	588,091
総資産額	(百万円)	1,281,125	1,249,922	1,275,535
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	(円)	0.05	10.08	2.47
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	0.05	10.04	-
自己資本比率	(%)	44.5	46.0	45.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	19,361	10,033	72,972
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,001	22,155	26,981
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,418	20,560	52,753
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	62,047	41,872	53,969

回次		第10期 第2四半期 連結会計期間	第11期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2017年7月1日 至 2017年9月30日	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	12.43	1.72

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失のため記載しておりません。
- 4 第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する純額表示に変更しております。この変更に伴い、第10期第2四半期連結累計期間及び第10期については、遡及適用後の数値を記載しております。
- 5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（不動産業）

第1四半期連結会計期間において、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社を持分法適用の範囲に含めております。

（その他）

第1四半期連結会計期間において、株式会社エムアイフーズスタイルを持分法適用の範囲に含めております。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況
1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「3 . 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（2018年4月1日～2018年9月30日）における我が国経済は、米中貿易戦争の激化等通商問題の動向が経済に与える影響及び金融資本市場の変動等留意する点はあるものの、雇用・所得環境が良好に推移し改善傾向が続いております。一方、7月の西日本豪雨や9月に起きた北海道胆振東部地震及び台風21号等の相次ぐ自然災害による影響で、甚大な被害を受けた地域を中心に消費マインドは大きく落ち込みました。

このような状況のなか、当社グループは主力事業である百貨店業を中心に長年培ってきたノウハウ・リソースを結集し、本年度より新たに制定した「私たちの考え方」に基づき「人と時代をつなぐ三越伊勢丹グループ」の実現を目指して、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立てるよう、世の中の変化に対応し、自ら「変化」・「変革」することで、あたらしい価値の創出に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は563,991百万円（前年同四半期比4.3%減）、営業利益は10,825百万円（前年同四半期比41.5%増）、経常利益は12,282百万円（前年同四半期比28.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,929百万円（前年同四半期差3,910百万円増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、当第2四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

百貨店業

百貨店業におきましては、ビジネスモデルの再構築を進めております。

基幹店につきましては、当社グループの収益の柱として安定的収益をあげられるよう、活性化に向けてお客さまをお迎えする環境整備を進めております。例年1回の夏のクリアランスセールを、お客さまの関心時期に合わせて商品をご提供するために6月末、7月末からの2回に分けて開催し、6月と7月の累計売上高は前年を上回り堅調に推移いたしました。また、中国の輸入関税引き下げや、国内の地震や台風等相次いだ自然災害の影響により、足元の伸び率は鈍化傾向にあるものの、第2四半期連結累計期間の訪日顧客による免税売上高は前年を上回りました。その結果、伊勢丹新宿本店、三越銀座店の売上高も前年を上回りました。

三越日本橋本店は、おもてなしのスペシャリティストアを目指し、10月24日に第一期リモデルグランドオープンいたしました。伊勢丹新宿本店は、「毎日が、あたらしい。ファッションの伊勢丹」の確立を目指して、品揃えの幅の拡充、新しいスタイルの提案、新しい顧客体験のご提供を、デジタルを活用し実現する計画を進めており、第一期として2019年春にはメンズ館のリモデルオープン、2019年度中に第二期として本館のリモデルオープンを予定しております。三越銀座店は、シェアリングサービス「CARITE（カリテ）」を開始する等、新たな取り組みの推進により引き続き客数は増えております。

支店、地域百貨店、海外店につきましては、限られた経営資源を新たな成長分野に再配分するため、収益性に課題のある店舗の構造改革について検討を進めてまいりました。その結果、伊勢丹相模原店、伊勢丹府中店、新潟三越、岩田屋久留米店新館の営業終了を決定いたしました。伊勢丹相模原店及び府中店は2019年9月、新潟三越は2020年3月、岩田屋久留米店新館は2019年3月をもって営業終了を予定しております。今後も、地域毎のお客さまのニーズや各店の置かれた状況にあわせながら、業態転換やリサイジングを含めたあらゆる手段を使い、構造改革やビジネスモデル改革に取り組んでまいります。

EC事業につきましては、基幹店と連動した企画や展開商品の拡大によりお客さまの利便性向上に取り組んでまいりました。6月より新たに定期宅配サービス事業「ISETAN DOOR」を開始し、お客さまとの接点拡大に取り組んでおります。また、中国小売業最大手の京東（ジンドン）集団と戦略的業務提携し、9月には京東集団が展開する中国越境ECサイトに本格オープンしました。今後も、オンラインにおいて新たなサービスを提供していくための検討を進めてまいります。

このセグメントにおける売上高は524,730百万円（前年同四半期比0.5%減）、営業利益は5,317百万円（前年同四半期比55.0%増）となりました。

クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業におきましては、当社グループの持つシステムインフラや優良顧客基盤を最大限に活用し、ハウスカードから基幹事業としてさらなる拡大を目指しております。

株式会社エムアイカードは、グループ百貨店の店舗閉鎖等の影響もあり会員数やグループ百貨店取扱高が微減する中、ロイヤリティの高いプラチナカード会員やゴールドカード会員の増加に努め、外部利用の拡大促進を図ったことで、売上高は前年を上回りました。

このセグメントにおける売上高は19,088百万円（前年同四半期比0.5%増）、営業利益は3,138百万円（前年同四半期比49.0%増）となりました。

不動産業

不動産業におきましては、グループの保有する国内外の優良不動産を活用した収益性のある事業機会の創出に向けた検討を進めております。

株式会社三越伊勢丹不動産は、新規のハイグレード賃貸マンションとして3月に「ミレアコート銀座プレミアム」を取得、賃貸運用を開始いたしました。入居者に対し三越銀座店の施設利用やサービス提供等を実施することで、三越伊勢丹グループが運営する賃貸マンションとしての付加価値向上を図り、安定的な収益を確保してまいります。

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、既存商業施設の新宿アルタのリモデルを実施しました。また、新たな商業施設運営事業として本年3月にオープンした「FOOD&TIME ISETAN YOKOHAMA」は、客数、売上高ともに好調に推移しています。今後もこれらのノウハウを活用できる新たな商業施設運営について検討してまいります。

このセグメントにおける売上高は20,131百万円（前年同四半期比10.7%減）、営業利益は3,009百万円（前年同四半期比12.8%減）となりました。

その他

その他の事業におきましては、「人と時代をつなぐ」ことを念頭にお客さまのニーズにお応えする新たな価値提供を目指しております。

旅行事業におきましては、シニアマーケットに強みを有する株式会社ニッコウトラベルと、株式会社三越伊勢丹旅行との事業シナジーの最大化に向けて、両社リソースを活用した共同商品の開発・販売、両社顧客やグループ百貨店顧客への相互拡販、共同仕入れによるコスト削減等の具体的取り組みを進めており、一定のシナジー効果が出ております。

美容事業に関しては、株式会社ソシエ・ワールドが、当社グループ内店舗への出店を拡大しております。本年5月に静岡伊勢丹にエステティックサロン、同8月には名古屋三越星ヶ丘店内にアイビューティサロンをオープンし、当社グループ百貨店とのシナジー創出を目指しております。

このセグメントにおける売上高は43,387百万円（前年同四半期比39.2%減）、営業損失は769百万円（前年同四半期は営業損失1,545百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は1,249,922百万円となり、前連結会計年度末に比べ25,613百万円減少しました。これは主に、季節的な要因等により受取手形及び売掛金が減少したことと、連結子会社である株式会社三越伊勢丹フードサービスが、持分法適用会社である株式会社エムアイフードスタイルにスーパーマーケット事業等を分割したことなどによるものです。

負債合計では664,470百万円となり、前連結会計年度末から22,974百万円減少しました。これは主に、季節的な要因等により支払手形及び買掛金が減少したことや上記分割などによるものです。

また、純資産は585,451百万円となり、前連結会計年度末から2,639百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が増加した一方で、一部通貨が円高に推移したこと等により為替換算調整勘定が減少したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、10,033百万円の支出となり、前第2四半期連結累計期間に比べ、支出が29,394百万円増加しました。これは主に、売上債権の増減額による支出（前第2四半期連結累計期間は収入）が増加したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、22,155百万円の支出となり、前第2四半期連結累計期間に比べ、支出が9,154百万円増加しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、20,560百万円の収入となり、前第2四半期連結累計期間に比べ、収入が24,979百万円増加しました。これは主に、コマーシャル・ペーパーの調達による収入が増加したことなどによるものです。

上記の結果、当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ、12,097百万円減少し41,872百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	395,560,154	395,575,954	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	395,560,154	395,575,954		

(注) 提出日現在発行数には、2018年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第31回新株予約権(提出会社発行)

決議年月日	2018年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)5名、 当社執行役員(取締役兼務者を除く)8名
新株予約権の数	1,045個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数	普通株式 104,500株(注)1 単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年8月1日から2034年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,303円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増 加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数 は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する ものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2018年7月3日)における内容を記載しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数

は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- (注) 2
- (1) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。以下同様とする。）のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員のいずれの地位をも喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）、退任の日から 5 年以内に限り権利行使ができるものとする（なお、当該期間中に、新株予約権者が新たに、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与またはグループ役員のいずれかの地位に就任した場合（以下「再任」という。）は、当該再任後に退任した日から 5 年以内に限り権利行使ができるものとする。）。この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。
 - (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り、下記（4）の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記（4）の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 - (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 - (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
 - (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - イ) 会社法に定める取締役の欠格事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員のいずれかを解任された場合
 - ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
 - ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
 - (e) 新株予約権者が 2019 年 3 月 31 日までに当社の取締役および執行役員ならびに株式会社三越伊勢丹の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合（死亡した場合を含む。）において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
ただし、この場合に当社が無償で取得することができる本新株予約権の個数は、割当個数に当該地位喪失日を含む月の翌月から 2019 年 3 月までの月数を乗じた数を 12 で除した個数（ただし、1 個未満は、これを切り捨てるものとする。）とする。

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部の買入れ、または新株予約権全部の無償取得を行うことができるものとする。

- (注) 3
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第32回新株予約権(提出会社発行)

決議年月日	2018年6月18日
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹取締役(当社取締役兼務者を除く)2名、 株式会社三越伊勢丹執行役員(株式会社三越伊勢丹取締役および当社執行役員兼務者を除く)16名
新株予約権の数	1,054個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 105,400株(注)1 単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年8月1日から2034年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,303円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2018年7月3日)における内容を記載しております。

(注)1~3 「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第31回新株予約権(提出会社発行)」の(注)1~3に同じであります。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日(注)	23	395,560	12	50,503	12	18,851

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	35,277	9.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,912	5.62
公益財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,667	3.50
三越伊勢丹グループ取引先持株会	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	7,731	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 3	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,178	1.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 4	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,068	1.81
清水建設株式会社	東京都中央区京橋2丁目16番1号	6,200	1.59
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	5,697	1.46
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,342	1.37
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	5,271	1.35
計		115,347	29.58

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数35,277千株は信託業務に係る株式であります。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数21,912千株は信託業務に係る株式であります。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数7,178千株は信託業務に係る株式であります。
- 4 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数7,068千株は信託業務に係る株式であります。
- 5 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 6 2018年4月13日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が2018年4月9日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	5,342	1.35
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	14,090	3.56
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,845	0.97
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	290	0.07
計		23,569	5.96

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,696,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 388,093,400	3,880,934	-
単元未満株式	普通株式 1,770,554	-	-
発行済株式総数	395,560,154	-	-
総株主の議決権	-	3,880,934	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都新宿区新宿 五丁目16番10号	5,696,200	-	5,696,200	1.44
計	-	5,696,200	-	5,696,200	1.44

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	55,710	42,568
受取手形及び売掛金	134,082	122,889
有価証券	380	364
商品及び製品	50,591	49,917
仕掛品	374	850
原材料及び貯蔵品	924	761
その他	26,853	40,160
貸倒引当金	3,194	2,626
流動資産合計	265,723	254,886
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	174,148	167,804
土地	539,724	540,289
その他（純額）	30,750	26,757
有形固定資産合計	744,624	734,851
無形固定資産		
ソフトウェア	22,534	20,714
のれん	6,794	6,405
その他	30,035	29,693
無形固定資産合計	59,364	56,813
投資その他の資産		
投資有価証券	126,673	128,910
その他	79,268	74,440
貸倒引当金	250	156
投資その他の資産合計	205,691	203,194
固定資産合計	1,009,680	994,858
繰延資産		
社債発行費	132	177
繰延資産合計	132	177
資産合計	1,275,535	1,249,922

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	113,119	94,668
1年内償還予定の社債	10,000	-
短期借入金	30,672	28,400
コマーシャル・ペーパー	-	34,000
未払法人税等	5,272	3,330
商品券回収損引当金	29,258	28,453
引当金	22,409	16,783
その他	190,750	170,814
流動負債合計	401,482	376,448
固定負債		
社債	30,000	40,000
長期借入金	69,300	61,300
繰延税金負債	129,793	129,354
退職給付に係る負債	37,597	38,632
引当金	149	181
持分法適用に伴う負債	1,874	1,793
その他	17,247	16,759
固定負債合計	285,961	288,021
負債合計	687,444	664,470
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,461	50,503
資本剰余金	322,807	322,701
利益剰余金	193,239	194,828
自己株式	9,294	9,297
株主資本合計	557,214	558,735
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,094	12,059
繰延ヘッジ損益	39	49
為替換算調整勘定	9,858	5,552
退職給付に係る調整累計額	810	1,918
その他の包括利益累計額合計	19,182	15,743
新株予約権	2,028	2,216
非支配株主持分	9,666	8,756
純資産合計	588,091	585,451
負債純資産合計	1,275,535	1,249,922

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)
売上高	589,360	563,991
売上原価	415,366	398,507
売上総利益	173,993	165,483
販売費及び一般管理費	166,343	154,658
営業利益	7,649	10,825
営業外収益		
受取利息	337	373
受取配当金	511	420
持分法による投資利益	2,122	1,924
固定資産受贈益	630	1,039
その他	819	449
営業外収益合計	4,422	4,206
営業外費用		
支払利息	423	418
固定資産除却損	282	543
その他	1,813	1,787
営業外費用合計	2,519	2,749
経常利益	9,552	12,282
特別利益		
固定資産売却益	-	135
投資有価証券売却益	570	-
特別利益合計	570	135
特別損失		
固定資産処分損	360	595
店舗閉鎖損失	2,742	3,208
のれん償却額	3,368	-
関係会社整理損	402	-
事業構造改善費用	-	1,376
その他	320	93
特別損失合計	7,194	5,273
税金等調整前四半期純利益	2,928	7,144
法人税等	2,947	3,463
四半期純利益又は四半期純損失()	18	3,680
非支配株主に帰属する四半期純損失()	37	249
親会社株主に帰属する四半期純利益	18	3,929

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	18	3,680
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,403	1,076
繰延ヘッジ損益	48	12
為替換算調整勘定	249	1,170
退職給付に係る調整額	120	1,108
持分法適用会社に対する持分相当額	1,861	2,583
その他の包括利益合計	4,185	3,772
四半期包括利益	4,166	92
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,214	490
非支配株主に係る四半期包括利益	47	583

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,928	7,144
減価償却費	14,095	13,417
減損損失	2,537	3,054
のれん償却額	3,934	388
賞与引当金の増減額(は減少)	2,283	5,321
貸倒引当金の増減額(は減少)	36	657
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1	424
受取利息及び受取配当金	849	793
支払利息	423	418
持分法による投資損益(は益)	2,122	1,924
固定資産売却損益(は益)	-	135
売上債権の増減額(は増加)	12,419	2,455
たな卸資産の増減額(は増加)	605	1,217
仕入債務の増減額(は減少)	15,255	15,297
未払費用の増減額(は減少)	109	1,402
未払金の増減額(は減少)	172	3,860
その他	4,048	2,109
小計	20,725	10,328
利息及び配当金の受取額	3,722	3,658
利息の支払額	419	419
法人税等の支払額	4,666	2,944
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,361	10,033
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,009	20
定期預金の払戻による収入	1,009	1,030
有形固定資産の取得による支出	12,358	19,496
有形固定資産の売却による収入	65	135
無形固定資産の取得による支出	2,806	3,041
敷金及び保証金の回収による収入	1,834	1,433
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	202	2,992
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	2,915	295
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	1,315
その他	2,450	815
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,001	22,155

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	2,276	10,269
長期借入金の返済による支出	20,000	-
社債の発行による収入	19,894	9,943
社債の償還による支出	-	10,000
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	1,000	34,000
配当金の支払額	2,339	2,332
その他	696	780
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,418	20,560
現金及び現金同等物に係る換算差額	193	469
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,747	12,097
現金及び現金同等物の期首残高	60,024	53,969
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	275	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	62,047	41,872

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社及び、株式会社エムアイフードスタイルを持分法適用の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

(在外連結子会社の消化仕入取引に係る売上高の会計処理)

当社グループは、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れる、いわゆる消化仕入取引について、「売上高」及び「売上原価」のいずれにも取引金額を計上しておりますが、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する会計処理に変更しております。

この結果、該当取引に係る収益については、総額表示から純額表示に変更されております。

当該変更は遡及適用しており、前第2四半期連結会計期間及び前第2四半期連結累計期間については遡及適用後の四半期連結財務諸表になっております。この結果、遡及適用前と比較して、前第2四半期連結累計期間の売上高及び売上原価がそれぞれ5,900百万円減少しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報等)に記載しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
	「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2018年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)	
従業員住宅ローン保証	90百万円	従業員住宅ローン保証	75百万円
関係会社借入金等債務保証		関係会社借入金等債務保証	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 (注)9,966百万円		(株)ジェイアール西日本伊勢丹 (注)10,047百万円	
保証債務等合計	10,056百万円	保証債務等合計	10,122百万円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
給料手当	39,120百万円	35,547百万円
退職給付費用	2,305百万円	2,088百万円
引当金繰入額	1,342百万円	257百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
現金及び預金	63,728 百万円	現金及び預金 42,568 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,681 百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 696 百万円
現金及び現金同等物	62,047 百万円	現金及び現金同等物 41,872 百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,337	6.00	2017年3月31日	2017年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年11月7日 取締役会	普通株式	2,337	6.00	2017年9月30日	2017年12月1日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,338	6.00	2018年3月31日	2018年6月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年11月7日 取締役会	普通株式	2,339	6.00	2018年9月30日	2018年11月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	525,315	10,980	14,325	550,620	38,739	589,360	-	589,360
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,932	8,003	8,210	18,146	32,581	50,727	50,727	-
計	527,248	18,983	22,535	568,767	71,321	640,088	50,727	589,360
セグメント利益又は損 失()	3,430	2,106	3,451	8,988	1,545	7,442	207	7,649

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売・専門店業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額207百万円は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計		
減損損失	1,928	-	-	1,928	609	2,537

(注) 減損損失のうち2,085百万円は店舗閉鎖損失に、138百万円は関係会社整理損に、314百万円は特別損失のその他に含まれております。

当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	522,825	11,402	12,692	546,920	17,070	563,991	-	563,991
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,905	7,685	7,438	17,029	26,316	43,346	43,346	-
計	524,730	19,088	20,131	563,949	43,387	607,337	43,346	563,991
セグメント利益又は損 失()	5,317	3,138	3,009	11,465	769	10,695	129	10,825

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売・専門店業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額129百万円は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計		
減損損失	2,902	-	-	2,902	151	3,054

(注) 減損損失のうち2,960百万円は店舗閉鎖損失に、93百万円は特別損失のその他に含まれております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更等に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を作成している在外連結子会社の消化仕入取引について、売上総利益相当額を「売上高」に計上する会計処理に変更し、遡及適用しております。この変更に伴い、該当取引に係る収益については、総額表示から純額表示に変更され、遡及適用前と比較して前第2四半期連結累計期間の「百貨店業」における外部顧客への売上高は、5,900百万円減少しております。なお、セグメント利益に与える影響はありません。

また、第1四半期連結会計期間より、従来、報告セグメントとして開示しておりました「小売・専門店業」は量的な重要性が低下したため、報告セグメントから除外し「その他」としております。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	0円05銭	10円08銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	18	3,929
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	18	3,929
普通株式の期中平均株式数(千株)	389,591	389,830
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0円05銭	10円04銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,694	1,638
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第11期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)中間配当について、2018年11月7日開催の取締役会において、2018年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	2,339百万円
1株当たりの金額	6円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2018年11月27日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月9日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	村	一	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	口	依	里
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	衣	川	清	隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。